

防災環境産業委員会資料

- 1 避難対策の強化について 【防災・危機管理課】 1
- 2 消防団の充実強化について【消防安全課】 2
- 3 東海第二発電所の現況及び県の取組状況について
【原子力安全対策課】 3

令和 5 年 2 月 14 日
防災・危機管理部

1 避難対策の強化について

防災・危機管理課

台風などの大雨による河川の氾濫に備え、市町村と連携し、洪水ハザード内の逃げ遅れによる人的被害ゼロに向けて取り組んでいる。

<取組状況>

1 避難行動要支援者の支援体制の整備

- 全市町村において、避難行動要支援者の状況確認や避難所搬送の手順を定めるなど、行政による避難行動要支援者の支援体制が整備されたところ。
- 支援体制の実効性を高めていくため、適切なタイミングで避難支援(声かけ・搬送)を行うためのマニュアル作成を働きかけ中。
- また、行政による支援だけではなく、自主防災組織などが中心となって、あらかじめ、支援者を確保しておく取組を進めていくことが必要。
- このため、市町村と連携して、自主防災組織の結成促進など地域の実情に応じた共助体制の整備を推進していく。

2 マイ・タイムラインの啓発

- 今年度、新たに避難行動を起こすべきタイミングを逃さないことに焦点を絞り、家庭内などで誰でも容易に作成できる県独自の「我が家のマイ・タイムライン」を作成し、市町村を通じて洪水ハザード内の家庭に配布。
- あわせて、町内会単位でのマイ・タイムライン作成会の実施などについて、全市町村が町内会長を集める場で作成を呼びかけるよう働きかけるとともに、家庭でも作成してもらえよう、ホームページ、広報誌、SNSなどの広報媒体により呼びかけを実施。
- また、今年度から洪水ハザード内全ての小学校(103校)に講師を派遣し、マイ・タイムライン授業を実施。

3 住民が適切なタイミングで避難行動を起こすための避難訓練の実施

- 市町村と合同で避難行動要支援者の避難支援、マイ・タイムラインを活用した住民の避難など避難力強化訓練を実施。
- 訓練の成果等については、当日の視察や後日の勉強会の開催により、他市町村と共有を図っている。

※令和4年度：筑西市と合同で実施(7月23日)

参加者数：440名

自主防災組織(地元住民)、下館河川事務所、筑西広域消防本部

2 消防団の充実強化について

消防安全課

1 現状・課題

- ・ 近年、日本各地で地震や集中豪雨、大規模火災等が発生しており、地域においてこれら災害に的確に対応していくことが求められている。
- ・ 一方、地域防災力の中核的な役割を担う消防団については、団員数が年々減少しており、その機能の維持が憂慮すべき状況となっている。
- ・ こうした状況を踏まえ、地域防災力の強化のためには、消防団員の確保や機能別団員制度の活用等により、更なる消防団の充実強化を図ることが必要である。

2 消防団の充実強化に向けた重点的な取組

(1) 消防団員の確保対策

① 消防団員の加入促進

- ・ 基本団員の確保に向けた対策
- ・ 地域の課題に柔軟に対応できる機能別団員・機能別分団制度の導入

② 多様な人材の活用

- ・ 消防団協力事業所表示制度を活用した被雇用者の入団促進
- ・ 女性消防団員・市町村職員等公務員の加入促進
- ・ 消防職員、消防団員のOBを機能別団員として活用

③ 社会環境の変化等に伴う対応

- ・ 年額報酬や出動報酬の引上げなど処遇の改善
- ・ 休団制度の活用等、団員の活動が継続しやすい環境の整備
- ・ 定年年齢の引上げ、定年制の撤廃

(2) 消防団の災害対応能力向上

① 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- ・ 消防団による防災活動に関する提案・助言

② 消防団の災害対応能力向上のための団員教育の実施

③ 消防団員が安全に活動するための活動マニュアルの検証・充実

④ 機能別団員・機能別分団制度の活用

- ・ 災害時に活用可能な機能別団員制度に関する調査及び情報共有
- ・ 災害に向けた機能別消防団員制度の活用に関する助言

3 東海第二発電所の現況及び県の取組状況について

原子力安全対策課

1 東海第二発電所の現況

(1) 東海第二発電所における国の許認可等



※ 安全対策工事費：2,350 億円（特定重大事故等対処施設含む）

※ 特定重大事故等対処施設（テロ対策のバックアップ施設）：中央制御施設のバックアップ等

(2) 県の再稼働の判断の進め方

東海第二発電所の再稼働の是非については、県民の安全、安心の観点から、スケジュールありきではなく、まずは、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組み、県民に情報提供したうえで、県民や、避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断していく。

2 県の取組状況

県では、引き続き、県民の安全安心の確保の観点から、スケジュールありきではなく、安全性の検証を行うとともに、国や市町村などと連携し、実効性ある避難計画の策定に取り組んでいく。

(1) 安全性の検証の状況

現在、東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム（地震学、津波工学、原子炉工学等の専門家で構成）において、平成30年度に実施した住民説明会や意見募集でいただいた県民意見も踏まえた安全性の論点について検証中。

① 審議状況

- ・ 令和2年2月(第16回)から、県民意見も踏まえた論点について検証を開始
- ・ 論点数229（第22回時点）のうち、令和4年11月（第22回）までに、132の論点について説明を聴取（詳細は別紙のとおり）

② 検証結果の取りまとめの方向性

安全対策により、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるのかを具体的に県民に示すこととしている。

- ・ 従来と比較して、どの程度安全性が向上するのか。
- ・ 安全上、どの程度余裕のある対策となっているのか。
(設備の強度や対応する人員・資機材等が、事故・災害の想定に対し、どれだけ余裕をもって用意されているか。)
- ・ 残余のリスクの明確化 などの視点を考慮

(2) 実効性ある避難計画策定に向けた取組状況

避難計画の策定については、避難先や移動手段の確保、要配慮者対策など数多くの課題があり、現在、以下の課題等について、国や市町村等とともに意見交換を重ねながら解決に努めているところ。

引き続き、国・県・14市町村・関係機関とで、内閣府主催の東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において、「実効性ある避難計画」の策定に取り組んでいく。

【現在の主な取組】

① 避難先の確保

- ・ 感染症対策など避難所環境の改善を目的とした避難所面積の拡充
- ・ 都市部に避難する場合の駐車場の確保

② 移動手段の確保

- ・ バス等配車オペレーションシステム操作訓練の継続的な実施
- ・ 運転手の方などの理解を得るための取り組み

③ 要配慮者対策

- ・ 病院や社会福祉施設等に対する避難計画の策定支援及び放射線防護対策工事の推進
- ・ 避難に支援が必要な方に対する支援者の確保

④ 避難退域時検査体制

- ・ 市町村の住民避難訓練と連動した実動訓練の実施
- ・ 検査に必要な資機材・要員の確保や、効率的な検査・除染体制の確立

⑤ 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・ P A Z：事前配布率の向上（薬局や事前配布会での配布について周知を強化）
- ・ U P Z：緊急時の配布体制の整備（迅速かつ円滑に配布するための方法や、人員の確保などを検討）

⑥ 屋内退避時の対応

- ・ 食料及び電気・水道・ガス等のライフラインの確保に向けた関係機関との協議

【避難計画の実効性検証に向けた拡散シミュレーション】

原子力発電所から30km圏内の自治体は避難計画の策定が義務付けられているが、避難計画の策定に当たり想定すべき事故・災害は具体的に示されていない。

このため、県では発電所から30km周辺まで避難等の対象区域となるような事故・災害を想定した放射性物質の拡散シミュレーションなどにより避難計画の実効性を検証していくこととしている。

(3) 原子力広報紙（原子力広報いばらき）の発行について

【目的等】

① 全県版

東海第二発電所に係る取組状況を中心に情報発信するほか、東海・大洗地区に立地する他の原子力施設の安全性や防災体制の検討状況、国のエネルギー政策の方針、放射線や原子力の基礎知識なども紹介し、県民に様々な観点から放射線や原子力について理解し、考えていただく機会とする。県広報紙「ひばり」に挟み込む形で配布（約90万部発行）。

② PAZ・UPZ版

30km圏にお住まいの方に、東海第二発電所に係る実効性ある避難計画の策定に向けた主な課題と取組状況について情報提供を行うとともに、緊急時における住民避難等の参考となるよう、原子力防災の知識の普及啓発を図る。PAZ・UPZを含む14市町村の各世帯への新聞折込等により配布（約30万部発行）。

【発行実績】

第1号を令和2年11月に発行し、現時点で第5号（令和5年2月）までを発行。

【今後の予定】

東海第二発電所に係る安全性の検証や、実効性ある避難計画の策定に向けた取組状況を踏まえ、年2回程度発行していく予定。

東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおける審議状況

(第22回WT時点)

項目	審議済／論点数	
地震対策 (敷地で想定する最大級の地震により、施設が壊れないよう耐震性を確保)	<u>20</u> 論点 / 25 論点	
津波対策 (敷地で想定する最大級の津波の流入等を防ぐ)	<u>22</u> 論点 / 25 論点	
重大事故発生防止対策	自然現象等対策 (火山の噴火や竜巻、森林火災、近隣工場等の火災等から施設を守る)	<u>11</u> 論点 / 14 論点
	火災対策 (建屋内での火災から安全に関する機器等を守る)	<u>10</u> 論点 / 10 論点
	溢水(いっすい)対策 (建屋内での水漏れ等から安全に関する機器等を守る)	<u>6</u> 論点 / 8 論点
	電源対策 (長期の停電に備え、安全確保に必要な電源を確保)	<u>10</u> 論点 / 11 論点
重大事故対策	炉心損傷防止対策 (原子炉の燃料が熱で壊れないように守る)	<u>10</u> 論点 / 39 論点
	格納容器破損防止対策 (原子炉を格納する容器を守り、放射性物質の拡散を防ぐ)	
	放射性物質の拡散抑制対策 (環境への放射性物質の放出を低減する)	<u>0</u> 論点 / 3 論点
意図的な航空機衝突等への対応 (テロ対策)	<u>0</u> 論点 / 4 論点	
運転期間延長(高経年化対策) (施設の劣化状況の評価等を行い、長期の保守管理を行う)	<u>29</u> 論点 / 30 論点	
その他 (緊急時対応体制、技術的能力等)	<u>14</u> 論点 / 60 論点	
合計	<u>132</u> 論点 / 229 論点	

※ 一部の論点については、委員からの指摘事項に対し、追加説明を受ける予定。
 今後、他の論点の審議の際に、関連して指摘事項が追加される可能性がある。